

# 第1章 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨・背景

### (1) 計画策定の目的

近年、少子高齢化の進行や人々の暮らし方の多様化により、地域社会の環境は大きく変化しています。本市でも、高齢者、特に一人暮らしの高齢者の増加が進み、地域全体の高齢化や孤立リスクが高まっています。また、子どもや現役世代の人口が減ることにより、今後の地域活動を担う人材の不足が懸念されています。

こうした状況の中、住民同士の「つながり」や地域に対する関わりが薄れ、新型コロナウイルス感染症の影響で人と人との交流が減り、「つながり」の希薄化が一層強まりました。

また、地域で暮らす障害や認知症のある方への理解や支援、様々な理由からの孤独・孤立、8050問題、貧困、虐待、ひきこもりなど、地域の課題はより多様かつ複雑になっているだけでなく、制度の狭間にある人や悩みがあっても相談をためらう人など、様々な理由から支援につながっていない現状があります。

これらの現状を踏まえ、誰もが自身にも関わることとして地域の課題に向き合い、行政だけでなく住民や民間団体などと世代や分野を超えて多様な主体が協力し合うことが求められています。こうした協力を通じて、一人ひとりが孤立せず、安心していきいきと暮らせる「地域共生社会」の実現を目指すことが重要です。

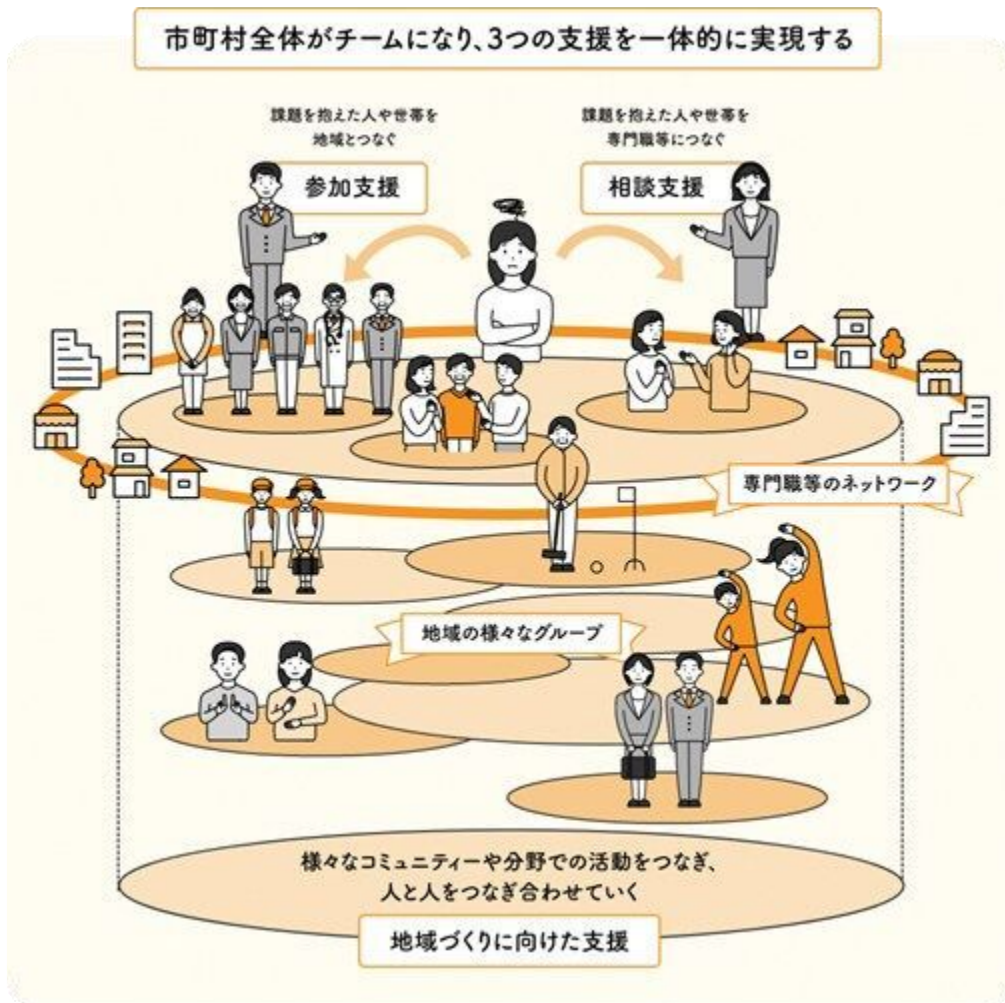
令和7年度をもって第1期地域福祉計画が最終年度を迎えることから、「みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とした現在の計画を見直し、「地域共生社会」を築いていくための「つながり」を再構築する新たな第2期地域福祉計画を策定します。

## (2) 関連する法・制度等の動き

### ① 地域共生社会の実現に向けた包括的・重層的支援体制の構築

地域共生社会の実現を図るため、地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立しました。令和3年4月には社会福祉法が改正され、地域の複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

図表 重層的支援体制について



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

## ② 成年後見制度の利用の促進

成年後見制度は、認知症や知的障害、その他の精神上的の障害などにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な制度です。しかし、現状では十分に利用されていない状況にあります。

こうした状況を鑑み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年4月15日公布）が施行され、市町村が利用促進基本計画の策定や審議会等の設置に努めることが規定されたほか、令和4年3月には、国が定める第2期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

## ③ 再犯防止の推進

全国的に刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築するうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が平成28年12月に公布・施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められ、国に再犯防止推進計画の策定を義務づけたことから、平成29年12月に第1次計画、令和5年3月に第2次計画が策定されました。

また、宮城県においても、令和元年度に第1次宮城県再犯防止推進計画、令和7年3月に第2次宮城県再犯防止推進計画が策定されました。

## ④ 孤独・孤立対策

孤独・孤立の問題には、地域や家族間でのつながりの希薄化、健康問題や経済的な要因による社会とのつながりの減少、インターネットやSNSの普及に伴うコミュニケーションの変化、コロナ禍の影響など、多岐にわたる要因や背景があります。

こうした社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

## ⑤ こどもまんなか社会

少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づき、政府を挙げて対策を進めてきたものの、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況に鑑み、こども・若者の課題を解決し、「こどもまんなか」の社会を目指すため、「こども家庭庁」が令和5年4月に創設されました。同時に、従来は諸法律に基づいて国の関係省庁、地方自治体で進められてきたこども政策を総合的に推進する「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども政策に係る大綱を一体的に推進する「こども大綱」を閣議決定しました。

⑥ 困難な問題を抱える女性への支援

性暴力・性犯罪被害、生活困窮、DV・児童虐待により居場所がないなど、複雑で多様な問題を抱える女性の保護や支援が現行の法律では十分に対応できないことから、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)が新たに施行されました。

⑦ 新たな視点による認知症施策の推進

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)は、令和6年1月に施行され、すべての認知症の方が個人として尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる共生社会の実現を目指しています。この法律では、「新しい認知症観」に基づき、認知症になっても「できること」や「やりたいこと」が地域で守られることが重視されています。

⑧ 2040年に向けたサービス提供体制等のあり方の検討

令和7年7月に開催された「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめでは、全国を「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」に分類し、それぞれの地域に合わせた効果的・効率的な福祉サービスの提供体制を構築することが示されました。

また、人材の確保や定着、ICT・AIなど新しい技術の導入による生産性の向上を図り、地域全体で支え合う基盤を強化することで、高齢者だけでなく、障害のある方や子育て世帯など、様々な人が地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指しています。

⑨ 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、持続可能な社会の実現に向けた国際的な目標です。貧困や飢餓、教育、気候変動など、地球規模の課題に対して、地球上の「誰ひとり取り残さない」ことを目指し、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む17のゴールと169の普遍的な目標が設定されています。



## 2 計画の位置付け・計画期間

### (1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

(参考) 社会福祉法（抄）

#### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 第106条の3の包括的な支援体制の整備に関する事項

### (2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づき、社会福祉協議会が中心となって、「住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」などが協力し、地域福祉計画と連携して策定する、地域福祉推進のための実践的な行動計画です。

なお、社会福祉協議会は、誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域における課題を地域住民と一緒に考え、高齢者・障害者等のための活動や支援、災害時のボランティア活動支援等を通して地域福祉を推進することを目的としています。

(参考) 社会福祉法（抄）

#### 第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### (3) 分野別計画との関係

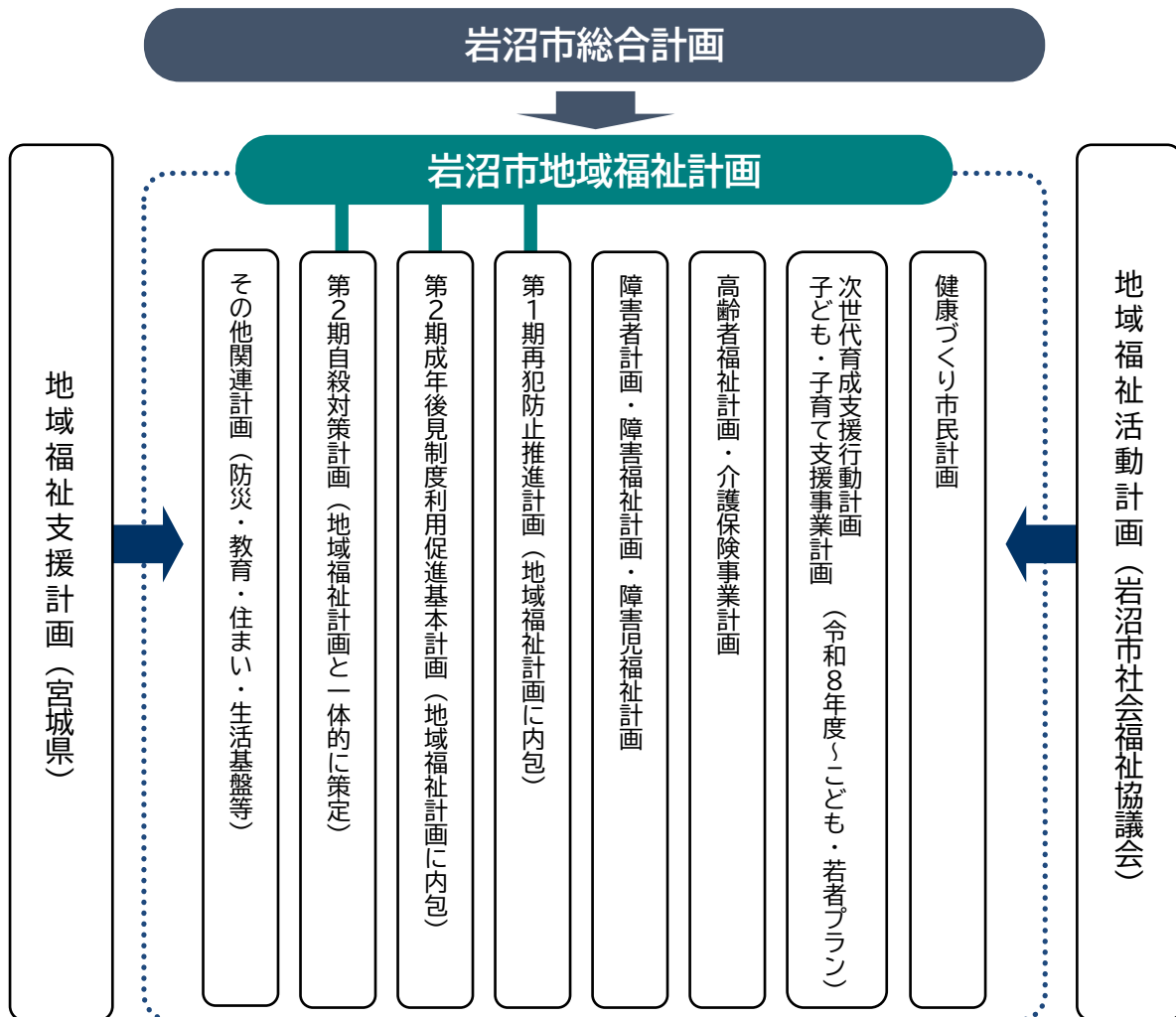
本計画は、「岩沼市総合計画」を上位計画とする個別計画です。本市における福祉分野の各種計画の上位に位置付けられ、保健福祉分野の個別計画に共通する地域福祉推進の基本的な考え方を定めます。

また、これらの個別計画を横断的につなぐ役割を担い、「岩沼市成年後見制度利用促進基本計画」や「岩沼市再犯防止推進計画」を内包する計画として策定します。

さらに、自殺対策基本法第13条第2項に基づく自殺対策計画については、精神保健の視点だけでなく、様々な分野の施策と連携することが必要であるため、自殺総合対策大綱の基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に沿った「岩沼市自殺対策計画」を本計画と一体的に策定します。そして、保健・医療・福祉分野の関連計画や施策との整合性や連携を図りながら、本市における自殺対策の基本的な方向性や、具体的な事業・取組内容を示します。

また、本市の地域福祉を推進するため、本計画は岩沼市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と車の両輪のように連携し、相互に補い合いながら取組を進めます。

図表 本計画と他の計画の関連図



#### (4) 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

